

育児休業の促進及び年次有給休暇に関する行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間
2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
取得率を 80%以上にする

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 社員への実態調査、制度に関する社員及びパートへの周知。

目標 2：期間雇用者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間 5 日以上とする。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成 28 年 4 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。